

立科町プレミアム付商品券を 10月1日から販売します

町では消費税・地方消費税の10%への引き上げによる低所得者・子育て世帯への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするためプレミアム付商品券を販売します。

販売の概要

- ◆販売期間：10月1日(火)～令和2年2月28日(金)
- ◆利用期間：10月1日(火)～令和2年3月31日(火)
- ◆購入対象者：① 令和元年度住民税非課税者
(※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族・生活保護者等を除く)
② 子育て世帯(3歳未満の子がいる世帯の世帯主)
(※平成28年4月2日～令和元年9月30日までの間に生まれた子)
- ◆販売場所：立科町商工会館(土日・祝日等を除く、午前9時～午後5時まで)
- ◆販売価格：1冊 4,000円(額面額 5,000円) 500円×10枚綴り
- ◆購入制限：対象者1人につき、5冊(20,000円)まで

立科町プレミアム付商品券が使用できるもの

◆立科町内の加盟店舗でのお買い物・飲食・サービス等

加盟店舗は、9月上旬に町のホームページに掲載するほか、引換券送付の際にお知らせします。

商品券が使用できないもの

- 不動産や金融商品 ●たばこ ●商品券 ●プリペイドカード等換金性の高いもの
- 風俗営業法関連等への支払い ●国税、地方税や使用料など公租公課 等

購入方法

◆令和元年度住民税非課税者(申請必要)

- ①役場から、対象となる可能性のある方に、申請書を送付します。
(※対象要件に該当すると思われる方で、申請書が届いていない方は、福祉係までご連絡ください。)
- ②対象要件をご確認いただき、申請書を役場に提出してください。(受付8月1日～)
- ③役場から購入引換券を送付します。(9月下旬)
- ④引換券と身分証明書を持って、立科町商工会窓口で購入してください。

◆子育て世帯(3歳未満の子がいる世帯の世帯主)(申請不要)

- ①役場から購入引換券を送付します。(9月下旬)
- ②引換券と身分証明書を持って、立科町商工会窓口で購入してください。



【お問合せ】 町民課 福祉係 電話88-8405 有線2311